

技術者等及び現場代理人の適正配置について

令和2年5月21日以降適用

令和2年5月21日以降に発注する建設工事において、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）及び現場代理人の配置についての基準を次のとおりとします。

各建設業者におかれましては、当該基準を遵守の上適正な施工を行っていただきますようお願いいたします。

1. 主任技術者の専任制の緩和について

(1) 主任（監理）技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条）

(2) 主任（監理）技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（請負代金額3,500万円以上、建築一式工事については7,000万円以上）に配置する主任（監理）技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項）

(3) 主任技術者の専任制の緩和について

今般、国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の選任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日国土建第272号）に基づき、さくら市が発注する建設工事における主任技術者の専任制の緩和に関する取扱いを次のとおりとします。

◇主任技術者の専任制の緩和要件

当面の間、次に該当する工事について主任技術者の兼務を認めます。ただし、一の主任技術者が管理することができる工事は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件とします。

- ① さくら市が発注する工事。
- ② 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

ただし、次の工事は兼務を認めません。

- ① 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事。
（下請金額の合計が4,000万円（建築一式は6,000万円）以上）等
- ② 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事。
- ③ 工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況等に鑑み、主任技術者の兼務を認めないと判断する工事。

(4) 専任を要する主任技術者を兼務する場合の手続きについて

- ① 契約時に提出する現場代理人等届出書に「主任技術者兼任届出書（別紙）」を添付し提出してください。
- ② 既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを工事打合せ簿に「主任技術者兼任届出書（別紙）」を添付し報告してください。

(5) 政令改正に伴う、監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更について

- ① 監理技術者から主任技術者への工期途中での交代を行うことについては、元請業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定してください。

なお、交代にあたっては、工程上一定の区切りと認められる時点とするなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにご対応の程をお願いいたします。

- ② 工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても元請業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定してください。

①と同様に、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにご対応の程をお願いいたします。

2. 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 現場代理人の配置について

さくら市が発注する工事においては、さくら市建設工事請負契約書第11条第1項により、現場代理人の配置を義務付けています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

今般、国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の選任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日国土建第272号）に基づき、さくら市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いを次のとおりとします。

(3) 常駐義務を緩和できる期間について

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和します。

(4) 現場代理人の兼務について

- ① 兼務する工事の金額
当初請負金額（税込）1,000万円未満の工事。
- ② 兼務する工事の距離
さくら市内全域
- ③ 兼務する工事の件数
2件

(5) 現場代理人の兼務する場合の手続きについて

- ① 契約時に提出する現場代理人等届出書に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し提出してください。
- ② 既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを工事打合せ簿に「現場代理人兼任届出書（別紙）」を添付し報告してください。

※ 「市発注工事に係る現場代理人の常駐緩和の試行について」を参照下さい。

3. 技術者等（監理技術者、主任技術者）及び現場代理人の確認資料について

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等（監理技術者、主任技術者）及び現場代理人について、所属する会社と直接的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届け出と同時に提出し監督員の確認をうけてください。

なお、技術者等及び現場代理人は入札の申し込みのあった日以前に3か月以上の恒常的雇用関係にあることが必要です。

技術者等の恒常的な雇用関係を確認する書類は下記のア、イとします。但し工事受注会社が社会保険の適用除外である場合は、下記のウ、エとします。

- ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- イ 健康保険被保険者証の写し（社会保険加入の確認）
- ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- エ 源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

- ア 監理技術者
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - ・ 監理技術者講習終了証の写し
- イ 主任技術者
 - 次のいずれかの資料を提出してください。
 - ・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
 - ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

【参考】

○建設業法で必要とする技術者

1. 営業所専任技術者

「営業所の専任技術者」とは建設業法第7条第2号及び第15条第1項2号の規定により、建設業の許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければならないとされている技術者のことです。「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務となっていますので、所属営業所に常勤していることが原則となっています。例外的に、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとる体制にある場合は現場の技術者となることもできますが、近隣工事であっても工事現場への専任を要する工事の技術者等（監理技術者及び主任技術者）及び現場に常駐を要する現場代理人にはなれません。

2. 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等（監理技術者、主任技術者）

請け負った建設工事を施工する工事現場には、当該工事について一定の資格を有する監理技術者又は主任技術者（以下、「技術者等」という。）の配置が必要です。発注案件ごとに配置技術者の資格等の条件を付していますので、条件に合った技術者等を配置しなければなりません。また、技術者等は受注者と直接かつ恒常的雇用関係にあることが必要で、在籍出向者、派遣社員、工事期間のみの短期社員等の配置は認められません。特に技術者等の専任配置を必要とする工事（請負金額3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上））の場合は、入札の申し込みのあった日以前に、3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあることが必要です。

【入札の申し込みのあった日】

条件付き一般競争入札 = 入札締切日

指名競争入札 = 入札の執行日

随意契約 = 見積書の提出日

3. 技術者等の専任配置を必要とする工事（専任対象工事）

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることをいいます。

① 工事の請負金額

請負金額が3,500万円以上（建築一式は、7,000万円以上）

なお、入札公告で専任配置を求めた工事については請負金額にかかわらず専任配置が必要です。

受注時請負金額3,500万円未満の建設工事が変更契約により変更後の請負金額3,500万円以上となった場合、変更契約日から専任配置が必要となりますのでご注意ください。

② 監理技術者を専任配置しなければならない工事

さくら市では、工事種別を問わず、「下請け金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）以上となりうる工事」については、公告段階で監理技術者の配置を求めています。

③ 技術者等の配置条件

ア 別工事の技術者等として配置されてはいけません。ただし、附帯工事や合併発注工事の場合は別契約でも兼務することができます。

イ 配置する技術者等は、同工事の現場代理人を兼任することはできますが、別工事の現場代理人になることはできません。

なお、現場代理人は現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者は現場代理人になることはできません。

ウ 配置する技術者等は、営業所の専任技術者であってははいけません。

エ 配置する技術者等が、当該工事の現場代理人を兼任することができます。

ただし、現場代理人を兼任する技術者等は、工事現場ごとに常駐となりますので、他の工事の兼任ができません。なお、請負金額が1,000万円未満の場合は現場代理人も兼任（いずれかの現場で常駐）できます。

●配置技術者等及び現場代理人専任等の基準一覧表

請 負 金 額	監理技術者又は主任技術者	現場代理人	※ 営業所の専任技術者
3,500万円以上 (建築7,000万円以上)	専任	常駐・専任	配置できない
1,000万円以上 3,500万円未満 (建築7,000万円未満)	兼任可	常駐・専任	配置可能(兼任可) (主任技術者としてのみ)
1,000万円未満	兼任可	兼任可	配置可能(兼任可) (主任技術者としてのみ)

※ 経営管理責任者及び営業所の専任技術者は、専任を要する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人になることができませんのでご注意ください。

※ 各種書類への虚偽記載や建設業法に違反した場合は、指名停止等の措置を行う場合がありますので、各種法令等遵守し適正な技術者の配置に努めて下さい。